

(令和2年度諮問第2号)

答 申



## 第1 審査会の結論

板橋区選挙管理委員会（以下「区」という。）が審査請求人に対して行った公文書公開請求に対する公文書部分公開決定処分のうち、『選挙運動費用等収支報告書』の「出納責任者の印影」を非公開とした判断は妥当ではなく公開すべきであるが、その他非公開と判断した部分については妥当である。

## 第2 審査請求の経過

- 1 審査請求人は、令和2年9月23日付けで区宛てに、下記内容の公文書公開請求書（以下、「請求書」という。）を提出し、同日付けで区は請求書を受理した。

### 【請求の内容】

『坂本健区長の前回区長選における選挙運動費用等収支報告書および領収書の写し。公費負担の状況がわかる文書。』

※区は以下のとおり、対象文書を特定した

坂本健区長の前回区長選における

- ① 選挙運動費用等収支報告書
- ② （選挙運動費用等収支報告書の）領収書の写し
- ③ 公費負担の状況がわかる文書

- 2 区は前記の請求に対して、東京都板橋区情報公開条例（以下、「条例」という。）第6条第1項第2号（個人情報）、第3号（事業活動情報）、第4号（犯罪誘発の防止）に該当するため、条例第10条第1項の規定に基づき、公文書部分公開決定をし、令和2年10月23日付けで審査請求人に通知した。

※上記決定処分に至る経緯…当該公文書公開請求については、まず、令和2年10月7日付けで「公文書部分公開決定処分」を行った（原処分）。その後、選挙管理委員会にて部分公開の範囲を変更したうえで、令和2年10月23日付けで

改めて「公文書部分公開決定処分」を行った（再処分）

- 3 前記区の決定処分に対して審査請求人は、令和2年12月2日付けで板橋区長宛てに審査請求書を提出した。

### 第3 審査請求の内容

#### 1 趣旨

当該決定処分のうち、「選挙運動費用等収支報告書」に記載がある情報の非公開処分を取り消すとの裁決を求める。

#### 2 理由

- (1) 公職選挙法の規定により、選挙運動費用等収支報告書はあらゆる者が閲覧可能である。
- (2) 選挙運動費用等収支報告書の情報は、条例第6条第1項第2号アに規定する「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」であり、非公開とならない情報である。

### 第4 実施機関の主張

#### 1 趣旨

「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求める。

#### 2 理由

- (1) 審査請求人の請求の趣旨からすると、本件審査請求において取消の請求の対象となるのは、選挙運動費用等収支報告書に押印された印鑑の印影の部分となる。
- (2) 印影については、写しの交付により複製を可能とし、犯罪を誘発するおそれがあることから、条例第6条第1項第4号に規定する「行政上の義務に違反する行為の取締りその他公共の安全と秩序の維持に関する情報」として、従来からの区の印影に関する情報開示の方針に倣い、非公開とした。
- (3) よって、本件審査請求は棄却されるべきである。

## 第5 審査経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審査を行った。  
令和3年5月13日（木） 諮問を受け、審査を行った。

## 第6 審査会の判断

- 1 審査請求人は、坂本健区長の前回区長選における「①選挙運動費用等収支報告書」「②（同報告書の）領収書の写し」「③公費負担の状況がわかる文書」の公開を求めた。

これに対し、区は、条例第6条第1項第2号、第3号及び第4号に該当することを理由に、部分公開の決定をした。

- 2 この決定に対し、審査請求人は、「①選挙運動費用等収支報告書」に記載がある情報の非公開処分を取り消す旨の裁決を求めた。

これに対し、区は、審査請求人の請求の趣旨から取消請求の対象となるのは、「①選挙運動費用等収支報告書」の印影部分であるとし、この印影部分については、犯罪を誘発するおそれがあるところから、条例第6条第1項第4号に規定する「行政上の義務に違反する行為の取り締まりその他公共の安全と秩序の維持に関する情報」であるとして非公開にしたと主張した。

- 3 審査請求人は、公職選挙法により、印影部分も含めて閲覧可能であることから、同号にいう情報には該当しないと反論している。

- 4 本件は、「①選挙運動費用等収支報告書」における出納責任者の印影が条例第6条第1項に該当し非公開とすべきとする判断が妥当であるかが争点となっている。当審査会はこの点を検討した。

(1) 区は、非公開の理由として、印影については、写しの交付により複製を可能とし、犯罪を誘発するおそれがあることから、条例第6条第1項第4号に規定する「行政上の義務に違反する行為の取締りその他公共の安全と秩序の維持に関する情報」であるとしている。これに対して、審査請求人は、印影部分も被覆されていない形で収支報告書の公開がされているとも主張している。

(2) 印影は一般に個人識別情報とされる。しかし印影であるからすべて自動的に非公開とするのは条例の趣旨ではない。条例第6条第1項は個人情報であっても法令や慣行上、公益の観点から公開すべきとしており、「①選挙運動費用等収支報告書」の印影がこれに該当するかを個別具体的に判断しなければならない。

(3) そのような状況に鑑みて、本件の請求対象となっている「①選挙運動費用等収支報告書」に記載がある出納責任者の印影部分の開示について、検討を行った。

区は、印影を公開すれば複製が可能となり犯罪を誘発するおそれがあるとして、条例第6条第1項第4号に規定する「行政上の義務に違反する行為の取締りその他公共の安全と秩序の維持に関する情報」として、従来からの区の印影に関する情報開示の方針に倣い、非公開とされるとしている。

この点について、まず、選挙運動費用等収支報告書という文書の性格を考えると、公職選挙法第189条により、出納責任者には選挙運動に関する収入および支出の報告書の提出が義務付けられており、また同法第192条により、当該報告書は選挙管理委員会の定めるところにより閲覧を請求することができる。したがって、収支報告書は、閲覧されることが前提となっている文書であるといえる。

(4) 次に、収支報告書に押印された印影がどのような意味をもつのかについて考察すると、出納責任者が記載した内容が真正であること、さらには添付されている領収書等も真正であることを出納責任者が責任をもって保証するものである。このことは、審査の対象となっている収支報告書においても、「この報告書は、公職選挙法の規定に従って作成したものであり、真実に相違ありません」という出納責任者の文言が記述され、押印がされていることから、明らかであるといえる。

(5) そのように理解したうえで、本件における特殊性、すなわち、写しの交付により複製を可能とし、条例第6条第1項第4号の規定に該当する犯罪を誘発するおそれが仮にあったとしても、閲覧

により公開されることが前提となっている収支報告書という文書の性格、及び、それらを認識したうえで収支報告書を作成しそこに押印をする出納責任者の立場を考慮するのであれば、印影部分もまた条例第6条第1項第2号アに規定する「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」であることも含め、非公開とすることにより保護され得る利益と、公開されることにより保護される利益とを比較衡量すると、後者が前者に優越するというべきである。

- (6) 以上により、区が請求人に対して行った情報開示請求の「①選挙運動費用等収支報告書」に対する部分公開決定は妥当とはいえず、出納責任者の印影部分についても公開をすべきである。

令和3年9月8日

東京都板橋区情報公開及び個人情報保護審査会

会 長	伊 達 弘 彦
副会長	白 石 裕 子
委 員	富 井 幸 雄
委 員	今 井 雅 子
委 員	安 井 賢 光